

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】令和6年7月22日(2024.7.22)

【国際公開番号】WO2019/011599  
 【公表番号】特表2020-526249(P2020-526249A)  
 【公表日】令和2年8月31日(2020.8.31)  
 【出願番号】特願2019-570813(P2019-570813)  
 【国際特許分類】

A 4 6 B 3/06(2006.01)

A 4 6 D 1/00(2006.01)

【F I】

A 4 6 B 3/06

A 4 6 D 1/00 1 0 1

10

【誤訳訂正書】

【提出日】令和6年7月8日(2024.7.8)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ブラシヘッドのための溶接された房アセンブリを製造するための方法であって、  
 保持要素における開口に少なくとも1つの毛房を挿入するステップと、  
 前記毛房の近位端と前記保持要素の近位側とをレーザ溶接して、前記毛房と前記保持要素の近位側の少なくとも一部をとともに溶融し、溶接された房アセンブリを保持する結合された近位端ヘッド部を生成するステップと、  
 を有し、

30

前記近位端ヘッド部が、前記保持要素の近位側と略同じ高さにある、  
 方法。

【請求項2】

複数の保持要素を含む房担持部を備えるステップを更に有する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記房担持部は、前記複数の保持要素を相互接続する複数の網状リンクを有する、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記網状リンクは、完全に組み立てられたときに前記ブラシヘッドのための最終的なレイアウトを定義する一般的なパターンに、前記網状リンクに含まれる前記保持要素及び毛房を配置する、請求項3に記載の方法。

40

【請求項5】

前記房担持部は、前記複数の保持要素を含む担持板を有する、請求項2に記載の方法。

【請求項6】

前記保持要素のそれぞれと前記毛房とは、同一の又は類似する融点を持つ同一の又は類似する材料からつくられた、請求項2に記載の方法。

【請求項7】

前記保持要素と前記毛房とは、異なる融点を持つ材料からつくられた、請求項2に記載の方法。

50

## 【請求項 8】

レーザ溶接の前に、前記近位端、前記近位端の反対側の自由端又はこれらの両方において、前記毛房の長さ、形状又は輪郭を調節するステップを更に有する、請求項 1 に記載の方法。

## 【請求項 9】

請求項 1 に記載の方法と、前記ブラシヘッドのネック部に対して前記溶接された房アセンブリの 1 つ以上を位置決めするステップと、マトリクスをオーバーモールドして前記ネック部と前記溶接された房アセンブリの少なくとも一部とを接続するステップと、を有する、ブラシヘッドの製造方法。

## 【請求項 10】

プラテンを持つネック部と、  
それぞれが複数の毛束を有し、自由端及び近位端を持つ、複数の毛房と、  
複数の保持要素を持つ房担持部であって、各前記保持要素は、対応する前記毛房の少なくとも 1 つの近位端を受容するよう構成された開口を持つ、房担持部と、  
レーザ溶接によりともに溶融され一様に封止された各前記毛房の近位端と各対応する前記保持要素の近位側の少なくとも一部とから形成された、複数の結合された近位端ヘッド部と、

前記プラテンの少なくとも一部、前記房担持部の前記複数の保持要素、及び前記結合された近位端ヘッド部に接合され、前記プラテンの少なくとも一部、前記房担持部の前記複数の保持要素、及び前記結合された近位端ヘッド部を少なくとも部分的に囲む、マトリクスと、

を有し、  
前記近位端ヘッド部が、前記保持要素の近位側と略同じ高さにある、  
ブラシヘッド。

## 【請求項 11】

前記房担持部における前記複数の保持要素は、複数の網状リンクにより相互接続された、請求項 10 に記載のブラシヘッド。

## 【請求項 12】

前記複数の保持要素は、単一の担持板に含まれる、請求項 10 に記載のブラシヘッド。

## 【請求項 13】

前記保持要素と前記毛房とは、同一の又は類似する融点を持つ同一の又は類似する材料からつくられた、請求項 10 に記載のブラシヘッド。

## 【請求項 14】

前記保持要素と前記毛房とは、異なる融点を持つ材料からつくられた、請求項 10 に記載のブラシヘッド。

10

20

30

40

50